9 口座振替を利用している場合について

※口座振替を利用している事業場の申告書について

口座振替を利用している方への申告書には、以下のように印字されています。
この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。
口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。
なお、前年度中に事業廃止となった事業場は、口座振替の対象とはなりません。したがって、保険料等追加納付額が発生する場合には納付書による納付が必要になります。詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。

※労働保険の主な事業廃止事由

①事業場を廃止する場合/②雇用する労働者が０人になった場合/③労働保険継続一括事業場の被一括事業場となる場合/④労働保険の事務組合へ事務を委託した場合

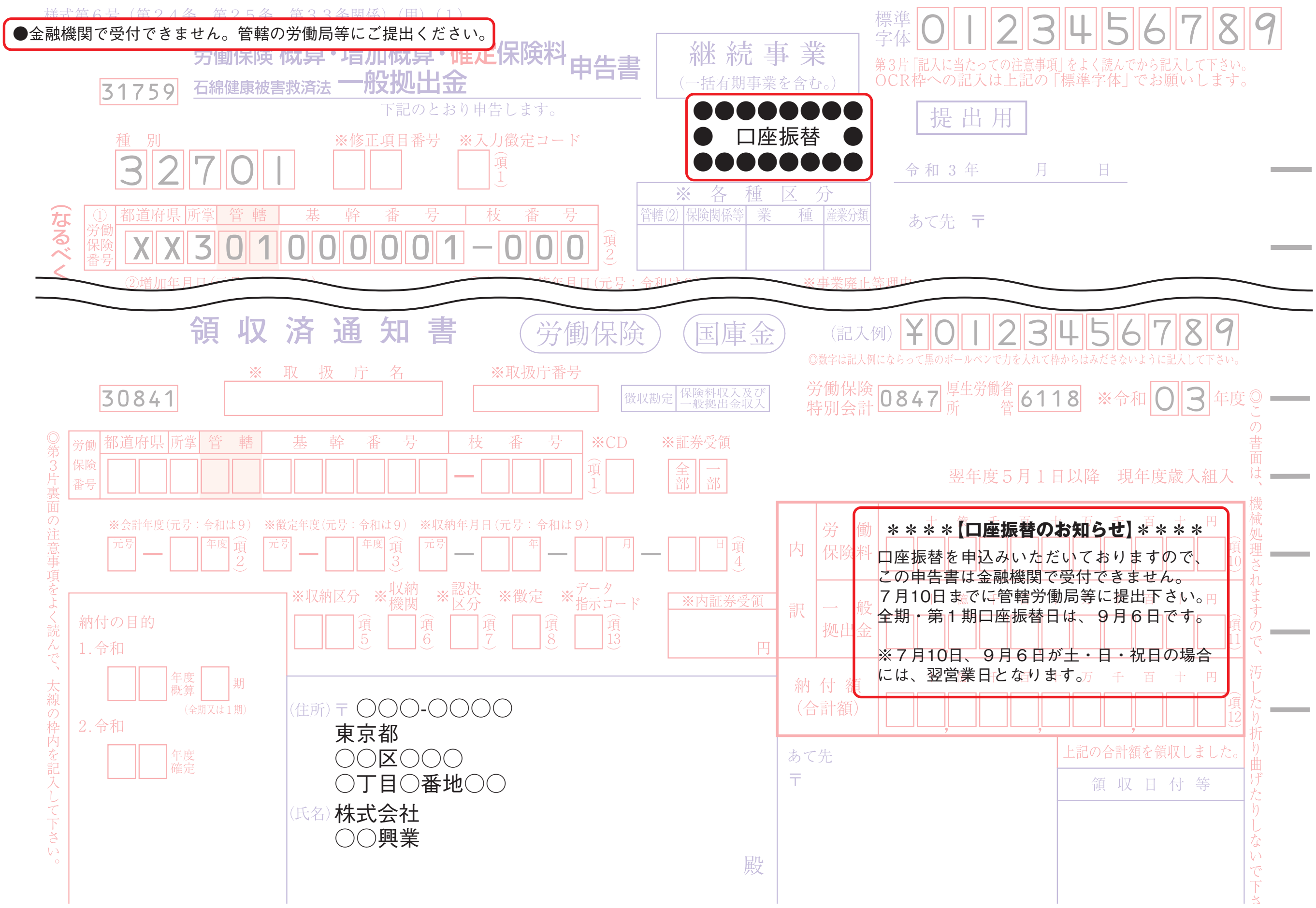

〔口座振替に関するQA 〕

Q. 現在､口座振替を利用していますが､口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか｡

A. すでに口座振替を利用していれば､毎年申込み手続きは必要ありません｡
口座振替日に引き落としが行われるよう､年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願いします｡